

新旧比較表

変更前	変更後	変更理由
<p data-bbox="311 525 1216 745">太陽光発電設備からの電力買取 に関する契約約款 (やまがた未来くるエネルギー補助金)</p> <p data-bbox="608 1459 920 1491">令和4年4月 制定</p> <p data-bbox="430 1617 1098 1680">株式会社やまがた新電力</p>	<p data-bbox="1484 514 2315 661">太陽光発電設備からの電力買取 に関する契約約款</p> <p data-bbox="1736 1449 2062 1480">令和6年4月 実施</p> <p data-bbox="1558 1596 2226 1659">株式会社やまがた新電力</p>	<p data-bbox="2478 1480 2715 1501">実施日への記載変更</p>

新旧比較表

変更前	変更後	変更理由																				
<p>附則（適用日） この買取約款は、2022年12月28日より適用いたします。</p>	<p>附則 (1) この買取約款は、2024年4月1日より適用いたします。 (2) 2024年4月1日からの発電側課金制度導入に伴う対応については別紙のとおりといたします。</p>	<p>発電側課金制度について記載追加</p>																				
<p>「別表」 買取電力量料金単価、買取料金の支払方法および支払期日等</p> <p>1. 買取電力量料金単価</p> <p style="text-align: right;">単位：円/kWh</p> <table border="1" data-bbox="240 554 1270 701"> <thead> <tr> <th rowspan="2">エリア</th> <th rowspan="2">対象となる地域</th> <th colspan="2">買取電力量料金単価（税込）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">やまがた未来くるエネルギー補助金が交付される場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北</td> <td>山形県</td> <td colspan="2">13.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)・上記の内、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は適用地域外です。 ・上記において「やまがた未来くるエネルギー補助金」とは、山形県が家庭等における再生可能エネルギーの導入促進等を目的に再生可能エネルギー当設備の設置者に対して交付する補助金、またはそれらに類するものをいい、対象者には山形県に申請、または交付される書類等の写しを別途提出いただきます。 ・住宅を建築中で居住を予定している場合も対象者に含まれます。</p>	エリア	対象となる地域	買取電力量料金単価（税込）		やまがた未来くるエネルギー補助金が交付される場合		東北	山形県	13.00		<p>「別表」 買取電力量料金単価、買取料金の支払方法および支払期日等</p> <p>1. 買取電力量料金単価</p> <p style="text-align: right;">単位：円/kWh</p> <table border="1" data-bbox="1374 554 2404 701"> <thead> <tr> <th rowspan="2">エリア</th> <th rowspan="2">対象地域</th> <th colspan="2">買取電力量料金単価（税込）</th> </tr> <tr> <th>やまがた未来くるエネルギー補助金が交付される場合、または「やまがた健康住宅」に居住する場合</th> <th>左記除く</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北</td> <td>山形県</td> <td>13.00</td> <td>11.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)・上記の内、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は適用地域外です。 ・上記において「やまがた未来くるエネルギー補助金」とは、山形県が家庭等における再生可能エネルギーの導入促進等を目的に再生可能エネルギー当設備の設置者に対して交付する補助金、またはそれらに類するものをいい、対象者には山形県に申請、または交付される書類等の写しを別途提出いただきます。 ・上記において「やまがた健康住宅」とは、山形県独自基準の高断熱・高気密住宅のこといい、対象者には山形県が交付する認定証、またはそれに類する書類の写しを別途提出いただきます。 ・住宅を建築中で居住を予定している場合も対象者に含まれます。</p>	エリア	対象地域	買取電力量料金単価（税込）		やまがた未来くるエネルギー補助金が交付される場合、または「やまがた健康住宅」に居住する場合	左記除く	東北	山形県	13.00	11.50	<p>買取単価の表を整理</p> <p>「やまがた健康住宅」に関する項目を追記</p>
エリア			対象となる地域	買取電力量料金単価（税込）																		
	やまがた未来くるエネルギー補助金が交付される場合																					
東北	山形県	13.00																				
エリア	対象地域	買取電力量料金単価（税込）																				
		やまがた未来くるエネルギー補助金が交付される場合、または「やまがた健康住宅」に居住する場合	左記除く																			
東北	山形県	13.00	11.50																			
<p style="text-align: center;">現行なし</p>	<p>「別紙」 発電側課金制度導入に伴う対応について</p> <p>1. 発電者と当社は、発電側課金に関して、一般送配電事業者である東北電力ネットワーク株式会社の託送供給等約款の定めに基づき対応することといたします。</p> <p>2. 発電側課金の導入に伴い、本制度の対象となる発電者へ支払う電力量料金等については以下のとおりとする。 (1) 当社は、買取約款第14条に基づき算定される電力量料金に、発電者が負担すべき系統連系受電サービス料金と同額の料金を加え、発電者へ毎月お支払いいたします。 (2) 当社は、発電者が負担すべき系統連系受電サービス料金を、発電者に代わり一般送配電事業者へ支払うことができます。この場合、当社が、発電者へ毎月支払う料金は、買取約款第14条の定めに基づき算定される電力量料金のみとし、発電者が負担すべき系統連系受電サービス料金については、発電者と当社間での書面による確認のみといたします。</p>	<p>発電側課金制度導入に伴い、別紙を追加</p>																				